

「知事部局の委託契約について」 **要約版****第 1 外部監査の概要****1 特定の事件を選定した理由**

県は東日本大震災により、沿岸部をはじめとする県内各地で甚大な被害を受けた。今後、復旧・復興に向けて多額の財政支出が見込まれることを考慮すると、県の通常予算規模が年々減少傾向にある現状にかんがみ、歳出の抑制は不可欠である。

委託料は、県の予算の中でも大きな割合を占めている。平成 23 年度の県の一般会計決算における委託料は総額 568 億 33 百万円に達している。県全体での委託契約の件数は非常に多く、ほぼ全ての部局にわたって行われているが、これまでに委託料の全体像について県において外部監査の対象とされたことはない。

よって、知事部局における委託契約について横断的かつ全体的に監査を行うことは、今後、県が委託契約の見直しを検討する場合の一助として有意義であると判断し、本年度の監査対象とした。

第 2 監査対象の概要

県の平成 23 年度委託契約の総件数は 10,246 件、委託料の支出額の合計は、約 614 億 22 百万円であった（下表金額には、次年度への繰越額等も含まれているため、予算額、決算額とは一致しない）。このうち平成 23 年度中に 1 百万円以上支出した契約は 4,097 件、金額の合計は約 600 億 24 百万円であった。その、契約方法別、所管局別、の内訳は、それぞれ下記①、②に記載のとおりである。

① 契約別集計

契約方式	支出負担行為額				うち 100 万円超			
	件数	構成比	金額 (百万円)	構成比	件数	構成比	金額 (百万円)	構成比
一般競争入札（総合評価方式）	12	0.1%	146	0.2%	12	0.3%	146	0.2%
一般競争入札	1,074	10.5%	9,117	14.8%	989	24.1%	9,074	15.1%
指名競争入札	424	4.1%	4,719	7.7%	400	9.8%	4,706	7.8%
随意契約（少額随契）	1,930	18.8%	645	1.1%	52	1.3%	200	0.3%
その他	940	9.2%	2,815	4.6%	134	3.3%	2,720	4.5%
随意契約（企画競争）	286	2.8%	4,275	7.0%	223	5.4%	4,263	7.1%
随意契約（公募）	308	3.0%	3,386	5.5%	225	5.5%	3,368	5.6%
随意契約（不落随契）	19	0.2%	109	0.2%	18	0.4%	109	0.2%

契約方式	支出負担行為額				うち 100 万円超			
	件数	構成比	金額 (百万円)	構成比	件数	構成比	金額 (百万円)	構成比
随意契約（競争性なし）	2,756	26.9%	13,551	22.1%	1,027	25.1%	13,061	21.8%
随意契約（その他）	2,497	24.4%	22,658	36.9%	1,017	24.8%	22,377	37.3%
計	10,246	100.0%	61,422	100.0%	4,097	100.0%	60,024	100.0%

② 部署別集計

部局	支出負担行為額				うち 100 万円超			
	件数	構成比	金額 (百万円)	構成比	件数	構成比	金額 (百万円)	構成比
総務部	509	5.0%	2,260	3.7%	116	2.8%	2,203	3.7%
秘書広報室	50	0.5%	151	0.2%	10	0.2%	144	0.2%
政策地域部	112	1.1%	1,086	1.8%	40	1.0%	1,068	1.8%
政策地域部	5	0.0%	1	0.0%	198	4.8%	—	0.0%
環境生活部	386	3.8%	11,795	19.2%	553	13.5%	11,733	19.5%
保健福祉部	2,655	25.9%	5,672	9.2%	199	4.9%	5,360	8.9%
商工労働観光部	353	3.4%	2,259	3.7%	225	5.5%	2,233	3.7%
農林水産部	551	5.4%	3,022	4.9%	312	7.6%	2,958	4.9%
県土整備部	639	6.2%	5,806	9.5%	9	0.2%	5,721	9.5%
復興局	11	0.1%	568	0.9%	7	0.2%	567	0.9%
出納局	24	0.2%	19	0.0%	384	9.4%	14	0.0%
盛岡広域振興局	749	7.3%	4,340	7.1%	827	20.2%	4,221	7.0%
県南広域振興局	1,895	18.5%	7,043	11.5%	259	6.3%	6,714	11.2%
沿岸広域振興局（大船渡）	430	4.2%	3,872	6.3%	153	3.7%	3,825	6.4%
沿岸広域振興局（本局）	335	3.3%	2,437	4.0%	401	9.8%	2,391	4.0%
沿岸広域振興局（宮古）	672	6.6%	7,691	12.5%	250	6.1%	7,604	12.7%
県北広域振興局（本局）	511	5.0%	2,009	3.3%	154	3.8%	1,938	3.2%
県北広域振興局（二戸）	359	3.5%	1,391	2.3%	4,097	100.0%	1,332	2.2%
計	10,246	100.0%	61,422	100.0%	116	2.8%	60,024	100.0%

第3 外部監査の結果及び意見（全般的事項）

今回の監査の過程で発見された事項については、

- 監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）を「指摘」
- 監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）を「意見」と記載している。

1 契約書の記載事項の網羅性について

(1) 契約書の記載事項

普通地方公共団体の締結する契約に係る契約書は、契約の確定の効力を持つものである。

すなわち、契約書を作成する場合に、当該普通地方公共団体の長またはその委任を受けた者は、契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより、当該契約が確定するのである（地方自治法第234条第5項）。民法上の契約は、必ずしも契約書の作成を義務付けておらず、口頭でも契約は成立する。一方、地方自治法は、契約書の作成を契約の効力の発生要因とし、これに契約の確定力を与えたものであり、契約の成立については、原則として、契約書の作成という一般の契約と異なる要式行為を要求している。

そして、契約書作成の意義は、当然に、契約上のすべての条項を明らかにし、後日契約上の紛争が生じた場合において、その合理的な解決に資することにある。

(2) 監査対象契約の記載状況

当監査の対象とした委託契約（全89件）の契約書において、下記①～③の項目は、契約書へ記載すべき事項であるが、各項目の記載状況は以下のとおりであった。

	記載あり	記載なし
① 契約保証金	82	7
② 違約金	63	26
③ 暴排条例関係	86	3

(3) 現状の問題点

■ 契約書作成体制の再構築（意見）

（2）に記載のとおり、今回の監査で、契約書の記載内容に不備が散見された。

従って、現在の作成体制やサポート体制、チェック機能が必ずしも十分であるとはいえないのが現状である。必要事項がすべて整った契約書を交わさなければ、県にとって不測の損害をもたらす可能性があるため、このような不備がないようにする必要がある。

契約書の作成の不備を減少するためには、①安易に前例にとられることのないよう、職員に対する教育による知識と意識の向上と動機付け、②契約締結前の契約所管部署内における事前チェック、③契約締結後の事後チェックが必要と考えられる。

■ 契約書への印紙税貼付に関する税務当局の見解のデータベース(DB)化（意見）

印紙添付の可否に関しては、本来契約書に印紙を貼付すべきところ、貼付がもれている契約

書はなかった。

しかしながら、過去に入手した税務当局への照会結果は、各部局のノウハウとして存在し、同様の委託契約を締結するケースで、契約書に印紙を貼付しなくてよいとの根拠として役立つのであるが、この照会結果が必ずしも明文として残っていないケースもあること、他部局でも同様の契約がある場合、過去の照会結果を部局横断的に利用できるケースもありうると考えられるため、このような照会結果を県として DB 化し、県のノウハウとして蓄積できるような仕組みの構築が望まれる。

■ 入札保証金及び契約保証金の免除規定の適用誤り(意見)

契約書の記載事項の不備に関する事項ではないが、関連する事務手続（内部書類）の不備として、施行伺または契約伺への入札保証金や契約保証金の免除規定の適用誤りが散見された。決裁書の作成は担当部課において行われ、他部課（契約課が設置されていない）によるチェックは行われていない。形式的な根拠規定の記載とはいえ、安易に根拠規定を記載している例もあり、また、会計規則が改訂された場合でも、改定前の条項をその後も記載していたり、正確な記載がなされているとは言い難い。

2 競争入札及び随意契約の情報公開について

(1) 情報公開制度の概要

県では平成 6 年 7 月に公文書公開条例の制定後、平成 10 年 12 月 11 日に同条例が全部改正され、平成 11 年 4 月 1 日から現行の「情報公開条例」（平成 10 年岩手県条例 49 号）が施行されている。

情報公開は県の諸活動を県民に説明する義務を全うすること、県民による県政の監視及び参加の充実に資することを目的としており、「情報公開条例の解釈及び運用基準」においては「行政の説明責任を全うするためには、請求があった場合に開示するという受動的な情報提供を行うに止まらず、県民の関心の高い情報については、請求を待つまでもなく、随時、適切に提供される必要がある」とされている。

競争入札や随意契約に関しては、この趣旨を反映させた以下の情報公開条例第 40 条に基づき、公表内容や公表の期間等の具体的な事項を定めた「競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱」が平成 20 年 4 月 1 日より施行されている。

(2) 監査対象契約の公表状況

監査人が、監査の対象とした委託契約（全 89 件）について、行政情報センターにおける情報の公表状況を確認した結果は以下のとおりであった。

公表の有無	契約種別			総計
	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	
公表	10	2	32	44
未公表	1	1	36	38
対象外	4	—	3	7
総計	15	3	71	89

公表：契約（変更契約含む）に関する情報公開がなされているもの。

未公表：契約（変更契約含む）に関する情報公開がなされていないもの。

対象外：予定価格 100 万円以下の取引、または、平成 23 年度より前に長期契約を締結し平成 23 年度は当該契約期間中であるもの。

(3) 現状の問題点

■ 情報公開制度の周知徹底(意見)

上述のとおり、県では平成 20 年 4 月 1 日より、現在の情報公開制度に基づき情報公開を実施しているが、今回、監査対象とした委託契約の契約所管部局に、情報公開手続実施の有無を質問をしたところ、「入札に関してのみ公表すればよいと理解していた」「随意契約については対象外と理解していた」との回答をする担当課が複数あった。このことは、情報公開制度は認識しているものの、公表すべき情報を正確に理解していなかったこととなる。また、「そもそも情報公開制度の存在を認識していなかった」との回答もあり、制度の存在を認識していないと思われる担当課もあった。

今回監査対象とした委託契約について、すべてもれなく公表している部局はなかったため、残念ながら、全庁的に、この情報公開制度に関する理解が不足しているといわざるを得ないことから、制度の円滑な運営が図られるよう対策を講じる必要がある。

■ 公表基準の再検討(意見)

県として、公表すべきと定めた情報をもれなく公表するためには、上述のとおり、各部局への情報公表制度の趣旨と内容の周知徹底が大前提であるが、一方、各部局で情報公開手続が適切に実施されていること、公表すべき情報をもれなく公表されていることをモニタリングすることも必要と考えられる。

この点、県の説明によれば、競争入札に関しては、随意契約ほど件数が多いこと、入札案件がリスト化されるため、網羅性のチェックは実施可能であり、総務部法務学事課ではこのチェックを実施しているとのことである。その効果もあり、入札に関する未公表情報の件数が少なくなっていると考えられる。一方、随意契約に関しては、同様の情報を入手することはできないため、網羅性のチェックを実施することが実質的に不可能であり、監査対象契約に関しても、71 件中半数以上の 36 件の契約情報が未公表であった。

県として情報の透明性を高めることを実践していることは評価はできるものの、必ずしも県が公表すると決めた情報をもれなく公表されていないこと、もれなく公表するためのモニタリングが不可能であるという実態に照らし、県が自主努力として設けている公表基準の見直し(現在 100 万円以上となっている公表すべき契約金額や、対象部局、業務の範囲を見直す等)を検討することも一考に値すると考える。

■ 公表情報の検索可能性(意見)

行政情報センターにて閲覧に供されている委託契約は、県庁各部局、広域振興局等の別にファイルや見出しを付けて綴られているものの、必ずしも何らかの契約番号や契約日等の順番で綴られていないため、必要な契約情報がどこに綴られているかは、膨大なファイルを一件一件め

くりながら探すほかすべがなかった。

このことは、情報公開してはいるものの、実質的に検索が困難であり、県民が閲覧したい情報にスムーズにアクセスすることを困難にしているといえる。

情報公開は、必要な情報を公表することを大前提とし、見たい情報に容易にアクセスできる検索可能性（容易性）が担保されていなければ、その実効性が意味あるものとはいえない。

3 建築及び土木関連業務への VE (Value Engineering) の積極的な活用について(意見)

(1) VE (Value Engineering) の推進による価値向上

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法第2条14項）。

これは、地方公共団体に課せられた命題の一つであるが、この考え方と酷似した考えの取り組みの方法が VE (Value Engineering) である。

VE とは、最小のライフサイクルコストで、必要な機能を確実に達成するために、製品やサービスの機能的な研究に注ぐ組織的努力である。提供しようとしている商品やサービスが、そもそも誰のためのもの・ことであるのか、何のためのもの・ことであるのか（＝機能）を検討・明確化し、そしてモノやサービスの「価値」を「機能」と「コスト」の関係で表し、価値を向上させることをその目的とする。

(2) 県の取り組みと課題について

県では、県土整備部が中心となり、現在までに実施マニュアルの策定及び VE に関する研修、ワークショップの実施、建築物件を中心とした実際の案件への設計 VE の実施といった取り組みを行っており、VE に対して前向きな姿勢が見て取れる。

しかし、その成果としては未だ大きなものになってはいない。例えば、他県のようにホームページに VE に対する取り組み状況やコスト削減の実績を掲載するに至っているわけではなく、実際に取り組んだ設計 VE の実績としても、満足いくものではない。

VE は導入コスト（イニシャル・コスト）が掛かる一方で、そのコストに見合った成果が必ず出る方策ではない。ただ、現在では技術の革新及び他県の成功事例により、VE の導入当初に比べて、ノウハウが蓄積されているのも事実である。従って、県全体の取り組みとして、知識の習得及び研鑽に励み、経験を増やしノウハウを蓄積していくことで、将来に渡って一定の成果が出るものと期待される。

VE が最も効果を発揮するのは、建築または土木関連の比較的金額が大きい工事の設計段階である。県としても、VE を用いて業務を実施することは、支出を抑えること及び実績を他県にアピールすることが可能となり、ひいては県民のためになると考えられるため、今後の取り組みに期待する。

第4 外部監査の結果及び意見（個別契約に関する事項）

(1) 合规性

① 契約書の記載事項(違約金)

部局	契約 No.	事業名	監査の結果
総務部	1	平成 23 年度新任主査研修実施委託【指摘】	会計規則第 117 条第 1 項によれば、契約書には、違約金条項を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていない。会計規則が要求している条項の記載がなかった点で、契約書の記載内容に不備があった。
	2	平成 23 年度新任担当課長等研修実施委託【指摘】	
	7	岩手県オンラインシステム運営管理業務【指摘】	
政策地域部	9	田舎暮らしサポート窓口設置事業委託【指摘】	
	10	国際交流センター管理運営業務委託【指摘】	
環境生活部	11	平成 23 年度環境学習交流センター及び地球温暖化防止活動推進センター運営業務委託【指摘】	
	12	青少年活動交流センター管理運営業務委託【指摘】	
保健福祉部	14	平成 23 年度岩手県介護雇用プログラム（介護福祉士コース）【指摘】	
	15	平成 23 年度岩手県介護雇用プログラム（介護福祉士コース）【指摘】	
	16	医療観察法地域処遇体制基盤構築事業【指摘】	
	17	平成 23 年度精神科救急医療施設常時対応施設事業【指摘】	
	18	平成 23 年度企業子育て応援拠点運営業務委託【指摘】	
	19	平成 23 年度臓器移植コーディネーター設置委託【指摘】	
	20	平成 23 年度インフルエンザ対策普及推進事業業務委託【指摘】	
商工労働観光部	23	八幡平山頂レストハウス管理委託【指摘】	
	24	北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営【指摘】	
	25	平成 23 年度いわてのおもてなし推進事業【指摘】	
	27	平成 23 年度三次元設計開発人材育成業務【指摘】	
	28	平成 23 年度地域発信型ビジネスモデル調査(第 1 調査)【指摘】	
	29	平成 23 年度地域発信型ビジネスモデル調査(第 2 調査)【指摘】	
農林水産部	30	平成 23 年度基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業【指摘】	
盛岡広域振興局	44	主要地方道盛岡和賀線飯岡地区二又遺跡発掘調査（その 1）業務委託【指摘】	
	51	台湾観光客誘致促進事業業務委託【指摘】	
	52	鹿妻穴堰地区基幹水利施設管理業務委託【指摘】	
県南広域振興局	69	経営体育成基盤整備事業古城 2 期第 17 号遺跡発掘調査業務委託【指摘】	
	77	一関市都市計画道路 3・5・11 号山目駅前釣山線用地取得事務処理業務委託【指摘】	

② 契約書の記載事項(契約保証金)

部局	契約 No.	事業名	監査の結果
総務部	7	岩手県オンラインシステム運営管理業務【意見】	契約保証金については原則として契約を締結する者に納めさせることが原則となっている(岩手県会計規則第 111 条、第 112 条)。契約保証金を免除する場合は、契約書に免除であることの記載を行うこととなっているが、本契約書に免除であることの記載がなかった。
政策地域部	9	田舎暮らしサポート窓口設置事業委託【意見】	
保健福祉部	16	医療観察法地域処遇体制基盤構築事業【意見】	
	17	平成 23 年度精神科救急医療施設常時対応施設事業【意見】	
	18	平成 23 年度企業子育て応援拠点運営業務委託【意見】	
農林水産部	30	平成 23 年度基礎的バイオテクノロジー技術開発促進事業【意見】	
盛岡広域振興局	52	鹿妻穴堰地区基幹水利施設管理業務委託【意見】	

③ 契約書の記載事項(暴力団排除条項)

部局	契約 No.	事業名	監査の結果
県南広域振興局	65	道路除排雪業務委託【指摘】	県の暴排条例が平成23年7月1日から施行されていることに伴い、平成23年9月1日より、委託契約を行う場合の契約書において、県と契約を締結する者と「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員との関係等に関する事項の記載を行うこととしているが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。
	66	道路除排雪業務委託(1月分)【指摘】	
	81	道路除排雪業務委託(12月分)【指摘】	

④ 回議資料の記載事項

部局	契約 No.	事業名	監査の結果
総務部	6	岩手県コンビニエンスストア収納業務委託(9月分)【意見】	「委託事業契約同」の添付資料において、入札保証金免除の根拠条文が誤っていた。
北上川上流流域下水道事務所(県土整備部)	34	流域下水道施設管理運営支援業務【指摘】	「委託事業契約同」において、入札保証金または契約保証金を免除する場合は、会計規則の免除根拠条文を記載することとなっているが、当該根拠条文が異なっていた。
	38	水沢浄化センターNo.3遠心濃縮機他点検業務【指摘】	
県南広域振興局	69	経営体育成基盤整備事業古城2期第17号遺跡発掘調査業務委託【指摘】	本契約は予定価格調書の作成を免除されるが、「委託事業契約同」において、予定価格の記載を省略することはできない。しかし、契約同に予定価格の記載がなかった。

(2) 有効性

① 成果物の有効活用

部局	契約 No.	事業名	監査の結果
商工労働観光部	28	平成23年度地域発信型ビジネスモデル調査(第1調査)【意見】	委託先より調査報告書を入手しているが、本報告書の活用状況が十分であるかが疑問である。 地方自治体の存在意義には、民間企業等の育成に資する環境を整備することも含まれており、委託事業の成果を積極的に民間企業に還元することで、有効活用を図る必要があると考える。
	29	平成23年度地域発信型ビジネスモデル調査(第2調査)【意見】	

(3) 効率性・経済性

① 契約方法の見直し(入札)

部局	契約 No.	事業名	監査の結果
総務部	4	県庁舎昇降機保守業務委託(3月分)【指摘】	条件付一般競争入札としているが、入札参加資格を緩和することで、より競争原理の働いた入札手続きとする必要がある。
県北広域振興局	83	二戸地区合同庁舎昇降機保守点検業務(3月分)【指	ナショナルエレベーター工業株式会社

部局	契約 No.	事業名	監査の結果
(二戸)		【指摘】	製のエレベーターをメーカーと異なる業者が保守・点検を行うという事例が一般に多く見受けられることを踏まえると、随意契約理由に合理的根拠があるといえるかは疑問である。

② 契約方法の見直し（公募）

部局	契約 No.	事業名	監査の結果
盛岡広域振興局	46	主要地方道盛岡環状線他西仙北他地区道路排水施設保守点検業務委託【意見】	本契約は、委託先との1者随意契約であるが、平成19年9月5日付けの、出納局指導審査担当課長による「公共調達適正化について」（以下課長通知）「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」のいずれかに該当するとまではいえないことから、特命随意契約を締結する前に、公募の手続きを実施すべきであったと考える。
	58	綱取ダム発電設備等保守点検業務委託【意見】	
県南広域振興局	65	道路除排雪業務委託【指摘】	
	66	道路除排雪業務委託（1月分）【指摘】	
	81	道路除排雪業務委託（12月分）【指摘】	

③ 変更契約

部局	契約 No.	事業名	監査の結果
北上川上流流域下水道事務所（県土整備部）	34	流域下水道施設管理運営支援業務【意見】	契約が変更され、最終的に委託料の精算による返納が実施されている。返納額は25,187千円であった。 しかし、同公社は、長年の施設管理運営ノウハウの蓄積を有していることから、豊富なノウハウを持つ同公社と契約設計の精度を上げていながら、中期的な視点に立った返納額の更なる削減に取り組む必要がある。
盛岡広域振興局	53	一般国道282号他7路線大更他地区道路維持修繕業務委託【意見】	本契約は、過去3年間とも、最終契約金額が当初契約金額を大きく上回るとともに、予定価格も超過している。当初契約金額は、競争入札により、競争原理が働いた結果が反映されているものの、変更契約による増金額については、委託先1者との折衝のみであり、十分な競争原理が働かないまま変更契約が締結されている。 過去の変更契約内容を分析することにより、予定価格に予見可能なすべての業務を含める必要がある。
県南広域振興局	75	森林管理道岩倉沢線用地測量調査業務委託【指摘】	
	76	一般国道284号他（全25路線）道路維持補修業務委託【意見】	
県北広域振興局（二戸）	84	主要地方道二戸田子線他米沢地区他道路維持修繕業務委託【意見】	

④ 委託先選定手続きの統合

部局	契約 No.	事業名	監査の結果
盛岡広域振興局	49	盛岡地区合同庁舎清掃業務（3月分）【意見】	各地区合同庁舎等ごとに清掃業務や設備の保守点検業務委託先の選定手続きを実施し、それぞれ異なる業者を委託先として選定している。 複数庁舎の委託対象業務を、一括して委託先選定手続きを実施することにより、委託先での規模の経済メリットによ
	50	盛岡地区合同庁舎冷暖房給排水設備運転保守管理等業務（3月分）【意見】	
県北広域振興局（二戸）	82	二戸地区合同庁舎清掃業務（3月分）【意見】	
	83	二戸地区合同庁舎昇降機保守点検業務（3月分）【意見】	

部局	契約 No.	事業名	監査の結果
			る委託料の減少が期待できるほか、委託先選定業務の効率化にもつながると考える。

⑤ その他

部局	契約 No.	事業名	監査の結果
総務部	7	岩手県オンラインシステム運営管理業務【意見】	委託先は県の基幹事業のシステムを運営管理しており、県施策推進上重要性が高く、その存在とその果たす役割は県にとって不可欠である。 県オンラインシステムの運営管理は委託先以外には考えられない状況にあり、同社の経営の健全性には留意が必要である。
政策地域部	10	国際交流センター管理運営業務委託【指摘】	委託料の積算科目に、管理費が含まれており、管理費は報酬、共済費、需用費、役務費の合計額の5%相当を適用しているが、積算にあたって考慮された管理費は、実際の事務執行に当たっては考慮されていないことが判明した。
岩手県農業研究センター (農林水産部)	31	本部温室設備機械保守点検業務(3月分)【意見】	一般競争入札により委託先を選定しているものの、1者入札となっている現状を改善する必要がある。
県南広域振興局	63	入畑ダム管理所警備機器保守点検業務委託【意見】	本業務は、毎年度随意契約により契約を締結しているが、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」や同条例に関する告示に定める事項に該当する可能性があるものと考えられる。
	76	一般国道284号他(全25路線)道路維持補修業務委託【意見】	本契約の指名業者の選定基準を緩和することで、より競争原理が働く可能性があるため、選定基準の見直しが求められる。
県北広域振興局 (二戸)	88	森林管理道毛無森線土地調査業務委託【指摘】	当該契約に関して、公募を行ったが、その公募期間を10日から5日に短縮することの理由が合理的といえるかが疑問である。

(4) 履行の適正性

① 業務日誌のチェック体制

部局	契約 No.	事業名	監査の結果
県南広域振興局	72	花巻地区合同庁舎清掃業務【指摘】	委託先から、毎日業務完了の都度提出される「清掃業務完了報告書」には、本来実施不要な作業も実施されたこととして記載されていた。 清掃作業の実態が、県の意図する内容であることについての確認が正しく行われているか疑問である。

(5)再委託

① 再委託の事前協議

部局	契約 No.	事業名	監査の結果
環境生活部	11	平成 23 年度環境学習交流センター及び地球温暖化防止活動推進センター運営業務委託【指摘】	再委託に関する事前協議を、文書により実施していなかった。
商工労働観光部	23	八幡平山頂レストハウス管理委託【意見】	不測の事態が生じた時に、責任の所在を明確にできるためにも、書面による協議による必要があると考える。
	26	外国語版観光パンフレット作成業務【意見】	翻訳業務を再委託してるが、契約書では再委託する際は、書面による事前協議を求めているのみであり、仕様書等でも翻訳業務が再委託に該当しないとする県の主張を確認することができなかった。